

審査基準及び標準処理期間

令和4年4月1日作成

法令等名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業等適正化法」という。）
根拠条項	第31条の22
処分の概要	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>1 基準 風俗営業等適正化法 第31条の23 風俗営業等適正化法施行令 第32条第1項 風俗営業等適正化法施行規則 第7条第1項</p> <p>2 関係規定 風俗営業等適正化法 第31条の23 風俗営業等適正化法に基つて申請書の添付書類等に関する内閣府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出） 風俗営業等適正化法施行規則 第1条（許可申請書の提出）</p> <p>（注）第31条の23において準用する第4条第1項第3号の規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。</p> <p>2 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第2項第3号の規定に該当する場合は、管理者となすべき者を全く選任していない場合、選任しなかった者が当該営業所に勤務することを到底期待できない場合等である。</p>
審査基準	<p>1 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号の規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。</p> <p>2 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第2項第3号の規定に該当する場合は、管理者となすべき者を全く選任していない場合、選任しなかった者が当該営業所に勤務することを到底期待できない場合等である。</p>
標準処理期間	別紙のとおり
申請先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
問い合わせ先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
備考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和4年4月1日警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。